# 日常生活財産管理委託契約書

)入所に際し、次のとおり日常生活財産管理委託契 有料老人ホーム( 約書を締結します。

#### (目的)

第1条 この契約書は、当施設に入所される方で、自らの手による日常の生活に必要な金 銭の管理等が困難な方の財産の保全と管理を適切にすることを目的として、締結するもの です。

## (本契約の利用)

第2条 前条に定める日常の生活に必要な金銭管理以外の財産の管理(処分を含む)、運用 が必要な方は、この契約を利用することはできません。

#### (期間)

第3条 この契約の期間は 月 日から 月日とします。 2 前項の契約期間満了の2週間前までに甲から更新拒絶の申出がない場合、乙は甲に対し 契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合には、その旨 の確認書を取り交わし、本契約の末尾に添付します。

#### (保管)

第4条 甲は、乙に対し、次の書類と印鑑を預けることができます。この場合、乙は別紙の預かり証を提出し、当該預かり証はこの契約書の一部となります。

- 一 年金証書
- 二 預貯金通帳 三 銀行印
- 銀行印
- 四 その他乙が適当と認めたもの

#### (金銭出納)

第5条 甲は乙に対し、日常的な生活費用及び甲の申し出た事項に関する金銭出納管理を 表記を表記している。日本的は生血質用及い中の中し口に事項に関する金銭口利管理を委託することができます。この場合、乙の預かった現金はすべて甲名義の預貯金で保管した上で、別紙の「預かり金等管理規程」に記載された手続、方法により、出納管理します。2 前項の規定にかかわらず、金円を上限とする小口現金については、預かり金等管理規程に掲げる小口現金に係る特例に基づき、施設内の金庫で管理するものとします。3 乙は出納管理にあたり、責任者を選任します。その他、乙の出納管理体制は、別紙の 「預かり金等管理規程」に記載のとおりです。

- 4 甲は乙に対し、第1項の金銭出納管理をするに必要な代理権を与えるものとします。その代理権の内容は、別紙の「代理権授与証書」に記載のとおりです。
- 5 乙は、甲又は甲の身元引受人に対し、\_\_\_\_か月ごとに書面により、金銭出納の報告をし
- 6 甲及び法令により権限のある者は、乙に対し、いつでも金銭出納の記録の提出を求める ことができ、乙は速やかに記録の提示をします。

#### (金銭等管理サービスの費用)

第6条 この財産管理委託契約にかかる費用については、甲は、別紙の「金銭等管理サー ビス料金表」に従って支払います。

第7条 甲はいつでもこの契約を解約することができます。

- 2 乙は、次の場合には、この契約を解約することができます。この場合、乙は甲の生活に 適切な他の援助を利用できるように努めます。
- 一 甲の意思が確認できず、乙が管理するのに不適当と認められるとき二 甲が他の介護施設等へ入所が決まり、当該施設で受け入れることができる状態 となったとき

#### (当然終了)

第8条 次の各号の一に該当するときは、本契約は当然に終了します。

- 甲が死亡又は破産開始決定を受けたとき
- 甲が退所したとき
- 三 乙が破産開始決定を受けたとき

### 四 甲乙間の施設サービス利用契約が終了したとき

#### (財産等の返環)

第9条 本契約が終了したときは、乙は、甲の財産の保全、管理に不適当と認める特別の 事情がない限り、速やかに甲又は甲の身元引受人に対し保管物を返還します。 2 本契約が終了したにもかかわらず、甲が保管物を受領しない場合、又は、甲の死亡等により保管物の返還ができない場合には、乙は財産保管者に保管物を返還するものとします。

#### (終了時の報告)

第10条 本契約が終了したときは、乙は速やかに、甲又は報告受領者に対し、金銭出納の 報告書を提出します。

#### (秘密保持)

第11条 乙及び乙の職員は、業務上知りえた甲等の秘密及び個人情報を、正当な理由なく 漏らしません。

# (個人情報の取扱)

第 12 条 甲は、乙が以下の目的のため、本契約書の記載内容及び財産管理の経過等の甲の 個人情報を利用することを承諾します。

- 本件財産管理契約の実施のため
- 乙の会計、経理処理のため
- 二 石の云前、程程を持つため三 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等のため
- 四 本件財産管理サービス向上のため
- 五 乙の福祉サービス、財産管理サービス業務の維持、改善のため
- 六 第三者評価機関及び審査機関に対する情報提供のため
- 七 監督官庁に対する届出、報告等のため

# (損害賠償)

第 13 条 乙がこの契約に基づく管理を怠って甲に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償 します。ただし、乙が十分注意したにもかかわらず生じた損害については、その全部又は 一部を賠償しないことがあります。

#### (契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠実に対応します。

<u> </u>	
(甲) 私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。 住 所: 氏 名: 連絡先:	
(甲の署名代行人又は法定代理人) 住 所: 氏 名: 連絡先: 理 由:	
(乙) 当施設は甲の申込を受け、この契約に定める財産保全及び管理のサーて行います。 住 所:	ビスを責任をもっ